

⑧ 相談支援体制充実強化事業

1 目的

多くの相談支援専門員が抱える「支援困難ケース」について、専門機関（保健福祉大学や精神保健福祉センター）との連携により、支援技法等の研究を行い、これまでの相談支援専門員の個々の技量に応じた対応について、可能な限り理論化を図り、事例集としてまとめ、支援技術の向上を図る。

併せて、今後生じる類似の支援困難ケースへの助言・指導可能な人材の育成を行い、継続的なサポート体制を構築し、「基幹相談支援センター」の設置促進につなげる。

2 事業内容

(1) 事業内容

主に、知的・精神の障害があり、強度の行動障害があるケースや拘りが強く関係構築が難しいケース、問題行動を繰り返すケース等といった重度（障害支援区分5、6程度）の支援困難ケースを対象として以下の事業を実施する。

ア 関係機関の連携による専門的な支援体制の構築

〔専門的見地からのコンサルテーション^{*1}〕

支援困難ケースへの対応について、精神保健福祉センターの医師や精神保健福祉士、県立保健福祉大学の教員による専門的見地からの助言を行う（専門的コンサルテーション）。

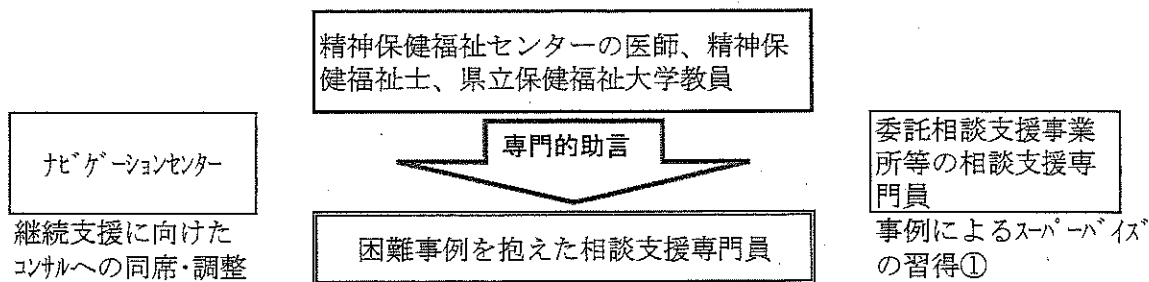
^{*1} 「コンサルテーション」：専門機関による個別事例に対する診断、技術的助言等

(ア) 実施方法

11

- 各ナビゲーションセンターが定期的に行う研修会（年16回）終了後にコンサルテーションを実施

(イ) 参加者・役割



(ウ) 利用方法

- 相談支援専門員が、事業所の所在する圏域のナビゲーションセンターへコンサルテーションの申込（希望候補日の提示）

(エ) 申し込み後の流れ

- 受け付けたナビゲーションセンターが精神保健福祉センター医師等、県立保健福祉大学教員と日程調整
- コンサル（精神保健福祉センター医師等、県立保健福祉大学教員による助言）

イ 地域の中核的な相談支援事業所による継続的支援

【ナビゲーションセンターによる継続的フォロー】

○ 支援困難ケースの支援は、困難を極めることから、上記アによるコンサルテーションを受けた後にも、日々の支援の中で各障害保健福祉圏域の地域生活ナビゲーションセンター（以下「ナビゲーションセンター」という）^{*1}が継続支援を行う。

○ また、必要に応じて、アの専門機関（精神保健福祉センター医師や保健福祉大学教授）が助言を行う。

【専門的コンサルテーションと継続支援の違い】

コンサルテーション事業は、専門機関による助言にて支援の方向性が提示されるが、一度のコンサルテーションによる助言ではそれを現実生かすことは難しいといわれることが多い。そのため、本事業では専門機関の助言をより効果的に活用するため、継続支援として専門的コンサル後の支援を一緒に考える身近な伴走者を設けることとした。

また、これに併せて委託相談支援事業所等の相談支援専門員を継続支援に同席させることにより、地域のスーパーバイザーとなることを目標にOJT育成していく。

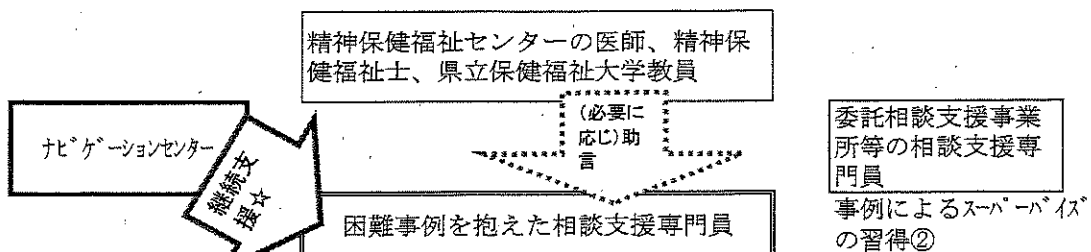
【地域のスーパーバイザーの育成】

ナビゲーションセンターによる継続支援の場は、同時に人材育成の場としての活用できるため、委託相談支援事業所^{*2}等の相談支援専門員を同席させ、支援困難ケースに関する支援技法を学ぶ機会を提供することにより、地域のスーパーバイザー^{*3}の育成を図ることとする。

(7) 実施内容

- ・ 委託相談支援事業所等の相談支援専門員を、アとイに同席させ、スーパーバイザーとしての一連の役割や機能を理解してもらう。

(イ) 参加者・役割



☆

- ・ 専門機関の助言に基づく対応策を提案。
- ・ 委託相談支援事業所等の相談支援専門員へのOJT